

事件名：水門開閉機用減速機営業秘密訴訟	法分野：不正競争防止法
大阪地方裁判所平成19年5月24日判決 (http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070528143251.pdf)	

【事案の概要】

Xの元従業員Y1・Y2が、Xを退職して新会社Y3を設立し、Xとの競争行為を行ったことに関して、Y1・Y2の行為は不正競争防止法2条1項7号に、Y3の行為は不正競争防止法2条1項8号に、それぞれ該当するとして同法に基づく損害賠償を請求、YらがXの技術上、営業上の情報を利用してXに損害を与えながらYらにて不正に利益を得る目的で競争行為を行ったとして、民法709条に基づく損害賠償を請求した事案（とは選択的併合）。

原告が営業秘密であると主張した情報は、技術上の情報として、1組立図、2部品図、3機械効率のデータ、4歯車の強度計算に関するデータ、5ヒーターの能力計算に関するデータ、6軸受けの寿命計算に関するデータ、7X独自のボルトの規格の7種類、営業上の情報として、1得意先元帳、2受注実績表、3受注予定表・受注予測一覧表、4価格表、5製造原価実績表の5種類。

【争点】

- (1) Xの技術上・営業上の情報が不正競争防止法2条6項の「営業秘密」の要件を具備するか（特に、秘密管理性を有しているか否か）
- (2) Y1・Y2が、不正の利益を得る目的で営業秘密を「開示」したか（不正競争防止法2条1項7号該当性）、Y3が、営業秘密を不正開示行為が介在したことを知って取得し又は使用したか（同法2条1項8号該当性）
- (3) Yらの行為に一般不法行為が成立するか

【争点に対する判断】（結論：X敗訴）

- (1) 一部の技術上の情報（部品図、機械効率のデータ）につき、秘密管理性を認め（有用性・非公知性も肯定）、「営業秘密」の要件を具備することを肯定。
〔理由の要点〕
秘密管理性の判断基準としては、Xにて、アクセスすることを許された従業員に対して秘密である旨を認識させる措置を講じていたか否かにて検討。
- (2) 開示又は使用したとは認められない。
〔理由の要点〕
原告が主張する諸事由に基づいてYらがXの営業秘密を開示・使用したと推認することはできない。
- (3) 一般不法行為の成立を否定。
〔理由の要点〕
たとえ他の事業者の保有する技術上・営業上の情報を利用して競争行為を行う場合であっても、当該情報が不正競争防止法による保護を受けず、又はその利用行為が同法が規制する対象とならない場合には、当該行為がことさら情報の保有者に損害を与えることのみを目的としてなされた一種の営業妨害行為としての性質のみを有し、市場における競争行為の一環として見ることはできないといった特段の事情の存しない限り、一般不法行為を構成するものではない。

【コメント】

- ・ 秘密管理性に関して、従来の裁判例よりも、緩やかな要件にて肯定した事例。
- ・ 今後も、本裁判例のように緩やかな基準にて秘密管理性が肯定される裁判例が出るのかが注目される。